

令和3年度第4回
東大和市個人情報保護審議会会議録

令和3年10月27日（水）

令和3年度第4回東大和市個人情報保護審議会

1 日時

令和3年10月27日(水) 午前10時 ~ 午後11時12分

2 場所

東大和市役所会議棟第7・8会議室

3 出席者

(1) 審議会委員

① 会長	田村 茂	出席
② 職務代理人	池田 陽子	出席
③ 委員	中間 建二	出席
④ 委員	古庄 野火	出席
⑤ 委員	飯田 富雄	出席
⑥ 委員	奥田 真由	出席
⑦ 委員	横山 昌明	出席
⑧ 委員	関田 賢治	出席

(2) 市長

尾崎 保夫

(3) 事務局

- ① 総務部 阿部部長
- ② 文書課 嶋田課長、吾郷係長、松本主任

(4) 説明員

- 諮問1 市民課 梶川課長、上原係長
- 諮問2 地域振興課 石川課長、新井係長

4 議題

(1) 諮問案件

- ① 住民基本台帳並びに個人番号の付番及びカードの交付に関する事務におけるオンライン結合による外部提供について
- ② 指定管理者による市民会館の管理・運営に関する事務の目的外提供について

(2) 報告案件

- ① 個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について

5 会議の公開

会議は公開により行った。

6 傍聴人数

0人

<会議内容>

1 開会

○阿部部長

それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。おはようございます。会議に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。

○嶋田課長

委員8名中、欠席者はありません。よって会議は、成立しております。以上でございます。

2 委嘱状の交付

○阿部部長

それでは、次第2の委嘱状の交付です。本日の会議から委員の変更がございます。ここで委嘱状の交付を行います。本来であれば、市長から直接委嘱状をお渡しするところがございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対面での接触を極力避けるために、机の上に置かせていただきました。どうぞご了承お願いいたします。ここで新たに委員となりました委員から、自己紹介をいただきたいと存じます。

○委員

自己紹介を行った。

3 事務局紹介

○阿部部長

ありがとうございました。事務局の紹介をさせていただきます。10月1日の人事異動によりまして、文書課文書係に異動がございました。新たに松本が着任いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

○松本主任

ご紹介いただきました松本です。よろしく願いいたします。

4 市長挨拶

○阿部部長

続きまして、市長よりご挨拶がございます。お願いします。

○尾崎市長

みなさん、こんにちは。尾崎でございます。本日は、ご多忙のところ東大和市個人情報保護審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。さて、現在、新型コロナウイルス感染症について、全国的に新規感染者数が減少しているものの、これから冬の時期を迎えるに当たり、まだまだ予断を許さない状況が続いていると認識しているところであります。こうした中、新型コロナウイルスがもたらす様々な課題に迅速かつ、的確に対応していくことが求められております。市におきましては、既存の事務に加え、事務内容の見直しや新たな事務の実施も必要であると認識していること

ろであります。これらの事務の実施に当たりましては、個人情報の適正な取り扱いが必要不可欠となつてまいりますことから、委員の皆さまにおかれましては、個人情報保護制度の適正な運用のために、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。10月下旬となり、気温もだいぶ下がってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症対策を含め体調管理には、くれぐれもお気をつけいただきたいと存じます。本日は、よろしくお願いいたします。

5 審議会への諮問

○阿部部長

ありがとうございました。次に審議会への諮問です。感染症拡大防止の観点から、今回も読み上げのみを行います。諮問書につきましては、会長の机の上に置かせていただいております。また、同じ内容のものを、皆さま方の机の上にも配らせていただいております。どうぞそちらでご確認をお願いいたします。

○尾崎市長

諮問書、東大和市個人情報保護審議会会長殿、東大和市長尾崎保夫。個人情報の取り扱いについて、貴審議会に諮問いたします。諮問事項につきましては、事務局より説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○阿部部長

ありがとうございました。なお、市長は、他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

○尾崎市長

よろしくお願いいたします。

○阿部部長

本日の諮問事項は、お手元の諮問書のとおり2件ございます。それでは、この先の会の進行につきましては、会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

6 諮問案件の審議

○会長

皆さんこんにちは。よろしくお願いいたします。先ほど市長からもございましたように、かなり感染者数は減少しているのですが、減少の理由があまり定かでないというような中で、今後また、いつ増えてくるかわからないということですので、感染対策を十分取りながら、審議会を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

諮問1「住民基本台帳並びに個人番号の付番及びカード交付に関する事務におけるオンライン結合による外部提供について」

○会長

それでは、令和3年度第4回東大和市個人情報保護審議会の審議を始めます。初めに諮問1「住民

基本台帳並びに個人番号の付番及びカードの交付に関する事務におけるオンライン結合による外部提供について」の審議を行います。担当課の説明を求めます。

○梶川課長

失礼します。市民課の梶川と申します。本日もう1人、市民係の上原係長も同席させていただきます。何卒よろしくお願いいたします。

○会長

それでは、説明をお願いいたします。

○梶川課長

それでは、市民課の案件、説明資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。今回、個人情報取扱事務のオンライン結合による外部提供について、条例第13条第2項第2号に基づきまして、ご意見をお伺いさせていただくものでございます。まず、事務の名称と目的でございますが、住民基本台帳並びに個人番号の付番及びカードの交付に関する事務でございます。ここでご説明ですが、個人番号カードにつきましては、市民の方が、地方公共団体情報システム機構という、マイナンバーカードを全国で一手に作成している機関がございます。こちらに申請を行いまして、同機構から作成したカードを、市に送付していただきまして、市が今度は市民の方に、個別に通知を送って、来庁していただいて、交付をするという流れを取っております。こうした中、国は令和4年度末までに、ほとんどの住民がマイナンバーカードを保有するということを目指しておりますが、ここで申請喚起をいかに行っていくかということが課題になってまいります。手続の煩雑さ等を理由といたしまして、申請をためらう市民の方もいらっしゃると思いますので、こうした方を申請に向けて掘り起こすということをもちまして、交付を推進していくということを目的といたしまして、この度、市で団地等に出張いたしまして、タブレット端末を用いて、カード交付の申請をサポートさせていただく、そういったことを計画しているところでございます。(2)の対象者の範囲でございますが、こちらは個人番号カードの申請を希望される方ということになります。(3)個人情報取扱事務届出事項の内容でございますが、今回、タブレット端末を使うということでございますが、こちらの利点を生かしまして、個人情報の記録項目といたしまして、顔写真画像を追加させていただきたいと考えております。市が申請を希望する方の写真を、出張先でお撮りさせていただいて、タブレット端末で申請の手続の中に載せて送信するというもので使うということでございます。委託先の委託項目、こういったものについて変更はございません。続きまして、オンライン結合による外部提供の内容についてでございますが、こちらの結合先といたしましては、地方公共団体情報システム機構ということになります。目的といたしましては、先ほど申しあげました、マイナンバーカードの申請の掘り起こしを目的といたしまして、これを達成するために、申請先の機構にオンライン結合により情報を外部提供するというものでございます。次の目的外利用等につきましては、変更はございません。

以上、ご説明を申しあげました事務に関しまして、オンライン結合による外部提供をすることにつきまして、ご意見を賜ればと考えております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。説明が終わりました。何か質問等がございましたら、お願いいたします。

はい、委員。

○委員

質問させていただきます。確認ですけれども、これまでは市民が機構に対して直接申請していたところ、仲介というか、間に市役所が入るといった形での申請というのは、これまでも行われているということですか。今回は、役所の中の窓口などで仲介を行っていたものを、団地などに出張してタブレット端末を用いて、新たに外でやりますよというところが新しく変わったところですか。

○梶川課長

マイナンバーカードの申請については、2パターンございまして、今ご質問の中にありましたように、市のほうで、ほぼほぼ9割9分やっているのが、最初に市民の方が機構に書面で申請をして、カードを市にいただいて、それを今度申請者に、私どもが、着きましたよということで、受け取りに来てくださいという通知を行って、交付の時に本人確認をきちんと行って、カードを渡す方式。これは来庁時交付方式と言います。恐らく、どこの自治体もこれがメインでやられています。もう1つ、先ほどご質問の中でありましたが、市役所の窓口で、申請の時に本人確認をきちんと行って、市が間に入って機構に申請をして、交付するというやり方があります。これは申請時来庁方式と言いまして、この場合には、機構から市を通さずに、郵便で本人のところにカードが交付されます。こういったものは、今まで市の中では、制度としてはもちろんございしますが、あまり例としてはなかったという印象です。今回、その部分を、まさにご質問のとおり団地等に出向いて、申請時で全て済ませてしまうということがございますので、質問についてはそのとおりでございます。申請の時に本人確認を行って、写真を添付して、そこで条件を全てクリアした上で、カードを交付していただいて、そのあとは郵便で本人のところに届くというものです。言ってみれば、申請時来庁方式の出先版というものです。これを新しく事業の中に取り入れて、これから取り組もうというものでございます。以上でございます。

○委員

ありがとうございます。そうすると、新しくそのタブレット端末を今まで使っていない形の端末を、新たに使うということだと思うのですが、資料を見ると、条例13条第2項第2号に、「事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられる場合であって、予め審議会の意見を聞いたときに」という、ここの根拠条文として、外部提供を挙げられていると思うのですが、タブレット端末を使うことによる必要な保護措置というのは、具体的にどういう措置を講じられているのでしょうか。

○梶川課長

今回、交付に伴って、カード上必要な情報というのが、今回、個人情報取扱事務の届出事項という市民課の用紙がございます。資料の7ページをご覧くださいと思います。こちらの大きな項目の6番で、オンライン外部提供を行う個人情報の項目ということで、まさにかなりハイレベルな個人情報を取り扱っています。ですが、先ほどのセキュリティの部分でございしますが、ここの7ページに載せた項目を基に機構がカードを作成いたしますが、今回のタブレット端末を使用する際に、申請者の方がどなたでもお持ちの通知カードという、言ってみればマイナンバーカードの予約券みたいなもの

が、市民の方一人一人に配られているのですが、こちらのQRコードを読み込むことによりまして、タブレット端末から機構側に飛ぶ情報というのは、申請書IDという、その時点では個人を特定できない情報を送ることになります。IDを送信したあと、機構側で持っているデータベースで、この7ページにある個人情報を突合させて、カードの作成にあたっていくというのが、大まかな流れになっております。タブレット端末から機構側に電子的に無線で送信するに当たりまして、個人を特定できる情報というのは送信しないというような作りで、国が作り込んでおります。ですので、言ってみればそれがセキュリティというか、安全上の確認を取って行う措置ということになります。これは国が補助金を出して、日本全国で広げようとしている補助事業でございますので、私たちもそのへんかなり気を遣いましたが、基本的に個人情報が伝送される段階では、個人を特定される情報は乗らないということで確認を取っておりますので、それが裏を返せば措置になると考えております。以上でございます。

○委員

ありがとうございます。

○会長

ほかに。

○委員

関連で。情報セキュリティの担保の問題なのですが、概要はわかりました。そうすると、総務省のインターネット利用に関するガイドラインというのが出されているわけですが、通常のIP・BPMという形の回線を使用する。つまりトンネリングとか暗号化だとか、認証だとか、という形で、それを担保するような形になるのでしょうか。それとも、インターネットBPMという形で、直接的な無線の、通常うちが契約しているインターネットの関係の無線方式、いわゆるこういった形のキャリアの中で、インターネットBPMという形の中で対応するのか。つまり、個人情報のやり取りはないので、どこから送られたのがトンネリングをする必要がないのか、あるいは暗号化の話が欠けていたのかと思うのですが、それと認証という形で、かなり厳格にやっているのが、ご存知のとおり住基ネットなのですが、そういう形で対応しているのでしょうか。

○梶川課長

ただ今のご質問でございますが、私どもの認識といたしましては、インターネットの一般回線で情報を乗せていくという理解です。

○委員

そうすると、そこはインターネットBPMを使って個人情報のやり取りはないので、機構側がそれを読み取って、暗号化されたものが来て、そうするとそのタブレット端末は、通常の既存のOSを使うのですか。それとも、独自OS。

○梶川課長

OSといたしましては、Windowsです。それに、インターネットの何らかのエンジンを積んで、それからメーリングソフト、それから画像処理ソフトを乗せます。

○委員

そうすると、今は10と11の端境期になっていますけれども、10ですか。

○梶川課長

すみません、10だと思うのですが、まだ発注はこれからなので、これから機種を選定いたしますので。

○委員

ではWindows版の端末という形になるわけですね。独自OSではなくて、Windowsの中で、そういったインターネットBPM。くれぐれも、特殊な個人情報を扱うので、まして個人番号が行くので、そのへんはかなり暗号化なり、きちんとされていると思うのですが、漏洩が、要するにハッキングとかそういうことが非常に心配なので、そのへんはかなり気を遣って対応していただければと思いますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

○会長

よろしいでしょうか。何かあれば。

○梶川課長

今のご質問の中で、私のほうで説明不足もあつたとしたら、ここで訂正させていただきたいのですが、最初に送信の中に乗るのは、申請書IDと申し上げましたが、これは個人番号とは全く違うものでございます。ですので、マイナンバーカードの申請を行うために、その人に割り振られた23桁の数字となります。ですので、それは申請行為の時だけに使うIDになりますので、個人番号では全くありませんので、個人番号だから良いというわけではもちろんございませんが、申請書IDということで、ユニーク番号でございますが、何のことやらさっぱりわからない番号ということになります。因みに、23桁の番号の頭5桁は市町村コードになりますが、特定できたとしてもそのくらい。ただ、今の送信上のセキュリティについては、よく確認しながら進めていきたいと考えておりますので、ありがとうございます。

○会長

よろしいですか。

○委員

すみません。マイナンバーカードの申請を促進するというところで、適正に個人情報を管理して進めていただきたいと思いますと思うのですが、ここで尋ねたいのは、補足資料の中で、団地等に赴いてこのタブレット端末での申請というように具体例が挙がっておりますが、ここでの内容を少し確認したいのですが、1つは、先ほど課長からご説明がありましたように、通知カードのQRコードに基づいての申請手続を行うということで、そうすると、最低限必ず通知カードは当然必要となると思うのですが、それに加えて、本人確認のような、免許証なり保険証なりというものがあって初めて申請ができるという形になるのかということと、それから、団地等ということで、一定程度人が集まるような場所だと理解をいたしますと、例えば市内の商業施設ですとか、大きな事業所みたいなところでの申請というものも考えられるのか。その際には、まれに場所によっては、いわゆる東大和市民以外の方も申請をするということも考えられるかと思うのですが、仕組み上は恐らく、市民でなくても対応できるものではないかと想像するのですが、その当たりについてはどのような想定がされて

いるのか伺いたいと思います。

○梶川課長

ご質問の1点目でございますが、ご質問のとおりでございます。このタブレット端末を準備して、私たちが団地等に赴きますが、その際には通知カードが必須なものとなります。それから、先ほどの申請時来庁方式ということで、入り口で全て済ませてしまうので、本人確認のための運転免許証や、あるいは健康保険証や年金手帳や、写真付きでないものは2点、お持ちいただくこととなります。逆に、通知カードをもしお持ちでない方は、これは紙方式で対応させていただこうかと考えております。その時に、従来の窓口でのやり方で、これを出張先でフォローさせていただきたいと考えております。それから2点目でございますが、団地等ということでございますが、まず団地等を選んだのは、やはり市民の方に交付を伸ばしていきただきたいという思いがございまして、例えば私どもは昨年、東大和警察から連絡をいただきまして、実はタブレット端末はないのですが、赴いていきました。そうしましたらやはり市民の方は、あまりいらっしゃいませんでした。それで市民の方でいらっしゃらなくても、受け付けることは十分可能でございますので、受け付けてまいります。そういった意味で、市民の方がよりいらっしゃるということで、しかも1か所に集まっただけの効率が良いところということで、最初は団地等で行わせていただきたいと考えておりますが、そのあと、例えば市内の大規模事業所というの、視野に入れていこうと思っております。その際には、市民以外の方でも、もちろんお受けさせていただこうと考えております。以上でございます。

○委員

ありがとうございます。

○会長

よろしいですか。ほかにもございますか。はい、委員。

○委員

こちらのことをすることで、だいたい何%くらいの方がご登録をしていただけるとお見込みですか。

○梶川課長

一番痛い質問です。実は、この事業に取り組みましたのが、昨年度、令和2年度の1年間で、東大和市もそうですし、全国的にそうなのですが、マイナンバーカードの取得数というのは非常に伸びました。だいたい年間3000枚くらいだったのですけれども、去年1年間で1万件を超えました。従来よりも3倍くらいに、伸びが増えたのです。これによって、10%くらい上がりました。その要因といたしましては、国で様々な施策を打っていただいて、今は健康保険証の機能追加ですとか、少し前はマイナポイントですとか、特例給付金というのは別のものですが、あれも少し伸び率には寄与していますので、そういったものが、ほぼほぼ球が打ち尽くされてしまった状態で、今の伸びを維持するというのは非常に難しいと考えておりますが、そこで手をこまねいては、東大和市が今、40%なのです。41.9%なのです。ですから、これがほぼほぼ100%にいくためには、いろいろなものを市民課で手を打たなければならないと考えております。非常に、数字として申しあげるのは、正直に言うと、そんなに伸びない可能性もございます。

○委員

これは、無作為に行う感じですか。その団地とかの1か所場所を借りて、今日やります、来てください、というような感じで行われるのでしょうか。

○梶川課長

実は、このタブレット端末を実施する手前で、私どももいくつかの団地に赴かせていただきまして、出張申請を手作業でやっております。これまで向原都営住宅、それから先日は東京街道団地、その2か所を各3日間くらいかけて、最初に自治会長にお断りして、個別にポスティングをして、予告をさせていただきまして、時には掲示板にポスターを貼って、やらせていただきました。やはりそれでも1か所50件くらいの手応えがありました。ですから、やはり私たちももう少し事前周知をもっと上手にやっていかなければいけないと思います。せっかくこういった手法を得られるのであれば、それを十分に生かす努力といたしましては、やはり事前周知を、インパクトのあるものとか、そういったものを考えていかなければいけないと思っております。ですから、無作為というわけではないのですが、大規模な集合住宅を最初に順番にお声掛けさせていただいて、やっております。以上です。

○委員

特に何%がこの住宅は発行されているとか、把握はされていない状態で行かれるのですか。

○梶川課長

そこはしていません。どなたがマイナンバーカードを持っているかというのは、わかることはわかるのですけれども、それはしていません。言ってみれば、40%という数字を、少ないと見るか高いと見るかなのですが、全国平均よりは上回ってはいるのですが、まだまだと考えておりますので、それぞれの集合住宅でも6割近くの方はまだ申請されていないという見込みで、お邪魔しています。以上です。

○委員

ありがとうございました。

○会長

はい。委員。

○委員

先ほどお話しの中で、団地でやる申請の場合には、本人に直接機構からカードが送られてくるとお聞きしたのですけれども、8ページの資料と、違うようなので、ここを教えてください。Cで市役所から本人へ郵送とあるのですけれども。

○梶川課長

8ページの資料、今、係長から整理させていただきますが、今回のタブレット端末というのは、2種類方式があるということで、そのうち申請時来庁方式といって、最初に全て手続をしてしまうので、ここで整理させていただきますが、機構からカードを直接ご本人のお宅に郵送いたします。すみません。私の説明が間違っておりました。ごめんなさい。本人に郵送なのですが、市を経由するということだそうです。一旦、市に来て、そのあと通常であれば市に取りに来ていただくのですが、そうではなくて本人限定郵便という、立ち合いのもとでの郵送物で届きますので、私の言葉が足りなかったので、すみません。

○会長

ほかにございますか。はい、委員。

○委員

初めてのことであまりよくわからなくて申し訳ないのですけれども、先ほどから、いかに効率よく市民の方にマイナンバーカードを作っていただくと、国全体もそれを推進しているのですけれども、実際に、なぜマイナンバーカードを作らない人がいるのかということの調査をしているのですか。

○梶川課長

ご意向についての調査というのは、市ではやっておりません。

○委員

その理由は何ですか。

○梶川課長

実は私もずっと作っていなかったのです。市民課に来て作りました。やはり、市民の方といろいろとイベントなどでお話するのですが、1つには、前々から言われていますが、個人番号の情報の漏洩の可能性。ちょっと不安だ、ということです。それが1つ。もう1つは、マイナンバーカードを持つメリット、マイナンバーカードがないと日常生活が困るという状況でもないし、あるとこれだけ便利だというのが、それが昨今やられたマイナポイントですとか、今進めている健康保険証の機能追加なのですが、そういった部分をもっと求められているのかなというのは、個人的には感じています。以上です。

○委員

もしそうだとするならば、もっと不安に思っている部分をいかに解消するかということと、それからいかに作ったほうが便利が良いということ、あと国の政策で言えば、マイナンバーカードを持っていないと何もできないみたいな雰囲気の情報結構入ってくるので、それに対する、逆に言うと加味されすぎるのではないかという。やはり身体面も、世の中もテレビでいろいろ市民の方、いろいろな方の意見も出ていましたけれども、例えば警察に、免許証も一緒になると、全ての情報が特定の箇所に集まるのはおかしいのではないかと。要するに、行政側に対する信頼感を失っているということもあるのでしょうかね。

○梶川課長

ちょっと私には、同意できる部分とできない部分があるのですが、マイナンバーカードを作ること
で不安に思われている方に対しては、やはり市もそうなのかもしれませんが、国も一緒になって、やはり誤解を解いていくというところですね。マイナンバーは、全てが一括管理されているわけではないし、今のところマイナンバーを用いて活用されている分野というのは、3分野か何か、限られているのです。皆様のご心配には及ばないですよという安心感を、もっと私どももちゃんとご説明しなければいけないと思います。それから、マイナンバーカードを私たちの生活の中に、いかに溶け込ませるかという部分は、なかなか私どもだけでは難しい課題です。ただ、市の中でできるというものもあるかもしれませんので、東大和市の市民だからマイナンバーカードでこういったものができるというのは、やはり市の中で、今後も考えていって、皆さんに周知して、マイナンバーカードに対する

イメージであったり、納得感であったりとか、そういったものを少しでも向上させていきたいと考えております。私の立場として、ですね。以上でございます。

○委員

もう1つ良いですか。東大和市内でのセキュリティ体制というのはどうなっているのですか。例えば市民課であれば情報を扱う部署での、セキュリティ対策。

○梶川課長

マイナンバーカード以外ということですか。

○委員

以外も含めて。

○梶川課長

市民課では、住民票の、市民の方のかなりハイレベルな情報を持っております。当然それを電子化しているわけですが、様々なセキュリティを行っておりますが、例えば身近なところで言うと、限られた者しかアクセスはできないことになっております。もし限られた者以外の者がアクセスすると、それは消せないように、ログというもので、必ず記録が残ってしまいますので、まず情報に触れる人を限定するという。それから、紙ベースで取り扱う情報というのものもあるかなと思うのです。お客様が申請された紙ですとか、それから実際に打ち出された住民票ですとか。そういったものについては、クリアデスクを徹底いたしまして、必ず必要なところにしか、紙ベースを置かないという動線を確保しております。それから、市役所全体の情報管理なのですが、それは情報管理課というところが行っておりますが、外からの不正アクセスとか、そういったものを遮断するような手段を講じておりますし、またそのデータが何らかの原因で、震災等で紛失した場合には、同レベルのものをきちんと復旧できるように、きちんと然るべきところにミラーリングしているということは、承知しております。ほかに、もしかしたらあるかと思いますが、いろいろハード的なもの、それからヒューマンエラーを防ぐためのものの情報管理ですね。よその自治体と同じなのですが、そういったものを講じております。

○委員

そういうものを、きちんと管理できていますよということに対して、やはり不安感というのは市民もあるかと思うのです。そういう部分をきちんとクリアできるような体制にしていけば、もっと登録する人も増えてくるのではないかなという感じもするのですけれどね。それはやはり、市民の不安を払拭するのがポイントかなという感じがするのですけれども、どうですかね。

○会長

市民課長としての話が、大きな話になると文書課長のほうから話をされたほうが良いのかなと思ったのですけれども。

○嶋田課長

今のご質問をお伺いしております、当然全庁的なセキュリティの部分ですとか、今はマイナンバーカードの審議ということなのですからけれども、当然その当たりのいわゆる個人情報の保護、こういったものは、例えば電算部門で言いますと、先ほど情報管理課というお話もありましたけれども、いわ

ゆる市庁内でのセキュリティ方針というもので決まりがあります。そういったものを、やはりマイナンバーカード、今のお話に絡めていけば、やはり市民の方の不安というところを払拭するためには、今、委員さんがおっしゃるように、そこをアピールしていくとか、市民の皆様にご理解いただく手法というのを何か、これは市民課だけではなくて、市全体としてそういうところをきちんと、情報がきちんと管理できています、守られていますということを書いていく、アピールしていくということが、もしかしたらマイナンバーカードのいわゆるPRと言いますか、不安を払拭する1つの手立てというようにも考えられます。今お話を聞かせていただきまして。なので、そういったところも、市民課任せにするのではなくて、全庁的な課題として今後捉えることも必要になってくるのかなと、今感じたところがございます。以上でございます。

○会長

よろしいですか。市民課長、何かあれば。

○梶川課長

大丈夫です。

○会長

委員よろしいでしょうか。

○委員

はい。

○会長

ほかに何かございますか。それでは、このへんで審議会の意見をまとめたいと思います。諮問1「住民基本台帳並びに個人番号の付番及びカードの交付に関する事務におけるオンライン結合による外部提供について」は、提案のとおり承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○会長

ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認とさせていただきます。どうもお疲れ様でした。

○梶川課長

どうもありがとうございました。

諮問2「指定管理者による市民会館の管理・運営に関する事務の目的外提供について」

○会長

次に移らせていただきます。次に諮問2「指定管理者による市民会館の管理・運営に関する事務の目的外提供について」を議題といたします。

○石川課長

みなさんおはようございます。地域振興課の石川と申します。よろしくお願いたします。あと担当係長の新井が対応させていただきます。よろしくお願いたします。

○新井係長

よろしく申し上げます。

○会長

それではお座りください。それでは担当課から説明をお願いします。

○石川課長

よろしく申し上げます。私から指定管理者による市民会館の管理・運営に関する事務の目的外提供についてご説明をさせていただきます。まず初めに諮問資料の11ページと補足資料の3ページをお開きいただければと思います。今回、私どもで所管しており、また指定管理者による運営をしております市民会館における既設の防犯カメラ等が老朽化をしまして、その更新に伴い、録画機能が向上するために目的外利用をさせていただきたいという旨のご意見をいただければと思っております。

まず11ページの届出事項、ご覧になっていただければと思います。5番の事務の名称から8番の記録項目につきましては、以前と同様変更はございません。指定管理者による市民会館の管理運営に関する事務において、対象の範囲としては施設利用者等、または市民会館の管理・運営に必要な者という形になっております。記録項目についても変更ございませんので、説明の方割愛させていただきます。9番処理形態ですが、この電磁的記録媒体なのですけれども、平成12年に防犯カメラのシステムを設置しておりまして、こちらは、今はなかなか見ないVHSのビデオレコーダーに記録をしていたところがございます。今回、この更新によりデジタルレコーダーに変わるということで、こちら変更になっております。また12の目的外利用ですけれども、こちら東大和市の個人情報保護条例の第12条第2項の第2号と第5号、及び備考にも書かせていただいているとおり、刑事訴訟法の第197条第2項に基づいて、目的外利用させていただきたいと思っております。目的外利用の提供先なのですけれども、こちらにも書かせていただいているように、警察に目的外利用として提出をさせていただきたいと考えております。備考にも書かせていただきましたが、今回更新に当たりまして防犯カメラ等の適正な配置をいろいろと検討させていただく中で、2台の増設を図り、より安全で、安心に市民会館の運営を図るという形で、2台の増設も考えております。

おめくりいただいて13ページをご覧ください。こちら個人情報の目的外利用の提供についてでございます。目的外利用の提供の届出をする事務担当課としては、市民部の地域振興課となっております。また、目的外の利用の提供の届出をする事務の名称としては、先ほどもお話をさせていただきましたが、指定管理者による市民会館の管理・運営に関する事務でございます。7番の目的外利用を求めた事務担当課名又は、というところの文につきましては警察で、先ほどもお話をさせていただきましたが、刑事訴訟法197条第2項に基づいて照会を求められた場合に、警察に目的外利用として提供をするという形になっております。12番をご覧ください。こちらの範囲・目的ですけれども、防犯カメラによって撮影された市民会館利用者等の映像のうち、先ほどお話をいただいた法に基づいた照会申請があった場合については、解決のために必要な映像として提供をさせていただくという形です。目的につきましては、近隣における犯罪捜査等でこちらの照会等を受けた場合や、また市民会館における内部等で事故等があった場合、市が警察に捜査等を依頼した際に、その解決に資する防犯カメラの映像を提供させていただくということでございます。提供先に引き渡すものとしまして

は、デジタルレコーダーからUSBメモリーに記録媒体を移しまして、そちらを提供したいと考えております。雑駁ではございますが、以上になります。

○会長

ありがとうございました。説明が終わりました。何か質問等がございましたらお願いします。委員。

○委員

これを見て素朴な疑問なのですけれども、ここで今回この審議事項があったということは、今までは仮にそういった要求が仮に警察からあっても提供していなかったということなののでしょうか。

○石川課長

先ほどもご説明をさしあげました平成12年度から設置しておりました防犯カメラのシステムは、VHSによる画像の保存であったために、3倍速で録画をしても6時間しかできない。且つ、自動で巻き戻して上書をする形ではないので、人の手によって巻き戻して、というところをずっとやってきたのです。なので、その範囲がすごく狭いということと、あと館内の物だったので、今までは市民会館としては目的外利用として外に出すということよりは、我々の事務所のほうでモニターを確認して、その安全を図るという防犯カメラの役割だったので、そのこのところについては、目的外利用としては申請を出しておりませんでした。今回機能として更新をかけ、録画機能向上するので、目的外利用として、また増設も図ることから、目的外利用の機会があれば提供したいと考えております。以上です。

○会長

ほかにありますでしょうか。私から3点ございます。先ほど出ましたけど、これ映像の保存期間というのはどれぐらいあるのかというのが1点目。それから情報提供の内容なのですが、これは補足資料の3ページに、記録項目として市民会館の管理等に必要な物から、氏名、住所、性別、生年月日等を収集していると。こういった内容についても提供する予定なのか。要するに誰だか分かっているけど、それは別ですので、これは提供しないという形になるのか、それが2点目。それから3点目は、これはうちの職場でも先日あったのですけれども、USBに移すときに警察官が自由に必要などころだけ、検査して持っていくという形になるのか、職員がUSBに、指定されたところを職員が行うのか、あるいは職員が立ち会うのか、そのへんのところを教えてください。

○石川課長

まず1点目の保存期間ですけれども、今少しお話させていただきましたが、VHSのものについては6時間程度しかできませんでしたが、今回更新すると約2週間程度16日間の保存期間を持てるほどのレコードに保存してまいります。記録項目の件につきましては、こちらに記録項目書かせていただきましたが、氏名、住所、性別、生年月日等は、市民会館の貸し館だったりというところの部分で、申請書をいただいたりする部分でいただいておりますので、こちらの目的外の提供については映像のみになると仮定しております。それとUSBメモリーに自由に保存できるのかということにつきましては、その刑事訴訟法197条第2項に基づいて照会がかけられた部分のみ、我々のほうで切り取って提供させていただこうかと考えております。以上です。

○会長

そうすると、警察官は操作はしないということですか。

○石川課長

はい。

○委員

1点確認です。先ほどの刑事訴訟法197条第2項の関係ですが、あれはご存じのとおり、所属省等の公文書でその照会になった場合にすることができる規定でございます。当然館外の事故などは当然証拠資料として、要するに警察に被害を提出ということで、これは確実に必要だと思うのですが、近隣の事件、事故という部分ですけれども、指定管理者が受けて、基本的に判断できるというそういう仕組みかと思うのですが、市との関係はどうなっているのか。つまりそういったことがあって、こういう書類が来て、細かくは書いていないと思うのですが、近隣にこういう事故があったので、その何日から何日までのものが欲しいとメモ程度で来る。その決済は指定管理者が決済をするのでしょけれど、それを市はどういう形で関係があるのかということ。

○石川課長

今のご質問ですけれど、基本的にはこちら目的外利用の提供する際は、我々、市のほうで判断をして、提出の先も、刑事訴訟法の第2条に基づいた照会の案件については、我々に出していただくような形にしております。そこで、正しいものなのか、本当に提供して良いものなのか、こちらで判断させていただいて、こちらからこの部分を提供として切り取ってくださいということで指定管理者に指示を出して、それを我々から警察に提供をするという形の事務の流れを考えております、以上です。

○会長

ありがとうございます。ほかにございますか。よろしいでしょうか。それではこのへんで審議会の意見をまとめさせていただきます。諮問2「指定管理者による市民会館の管理・運営に関する事務の目的外運営について」は提案のとおり承認したいと思います。いかかでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○会長

はい、ありがとうございます。それでは本件については提案のとおり承認とさせていただきます。どうもありがとうございました。以上を持ちまして、諮問案件の審議は終了いたしました。

7 審議会への報告

報告案件（1）「個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について」

○会長

引き続きまして、報告案件に移りたいと思います。報告案件の「（1）個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について」事務局から説明を求めます。

○嶋田課長

それでは、報告案件につきまして、事務局からご説明いたします。資料15ページをお開きください。本日の報告事項は、記載のとおり「個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について」の1件であります。大変申し訳ございません。資料の差し替えをお願いいたします。お手元にクリップ止めでA4

サイズを2枚、差し替えの資料として机上へ配布させていただきましたので、こちらをご覧いただきたいと思います。

まず、1枚目ですが17、18ページの差し替え資料となります。こちらの17ページの事務の名称欄、上から6項目目、産業振興課の特定計量器定期検査であります。当初は地域振興課の事務の廃止の届出としてご報告申し上げる予定でありましたが、平成19年度に当時の市民生活課、現在の地域振興課でございますけれども、市民生活課から産業振興課へ事務移管されていたことが判明いたしましたことから、内容の修正および資料の差し替えをお願いするものであります。これに伴いまして、もともとの資料28ページ地域振興課の事務の廃止の届出を、差し替え資料の2枚目でございますが、こちらへ差し替えをお願いしたいと存じます。資料の差し替えにつきましては、以上でございます。大変お手数をおかけまして申し訳ございませんでした。

それでは、説明に戻らせていただきます。只今、差し替えていただきました資料17ページをお開きください。報告1「個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について」であります。17ページから18ページにかけて一覧表でお示ししておりますが、今回10の課におきまして、個人情報取扱事務の開始が3件、変更6件、廃止6件、計15件の届出がありました。

それでは、資料に基づきまして届出の概要をご説明申し上げます。資料19ページをお開きください。事務担当課は企画課、事務の名称は、東大和市市制50周年記念事業関連事業の廃止であります。令和3年3月31日で当事業が完了したことから、事務の廃止を届け出るものであります。

20ページをお開きください。総務管財課で庁舎管理事務の変更であります。6、7、8、10、11、15欄の囲み部分に変更点がありますが、6欄に記載されておりますような、問い合わせや落し物の対応、来庁時に具合が悪くなった方の対応など、庁舎管理事務の運用見直し、個人情報を取り扱う報告が増加しましたことから、変更を届け出るものであります。

22ページをお開きください。保険年金課で資格管理および、24ページの国民健康保険被保険者高額療養費支給事務の変更であります。この2つの事務の変更の理由は同じでありまして、それぞれ11欄、15欄と特定個人情報取扱事務の場合、裏面になりますけれども、ここの5欄、6欄の囲み部分に変更点となります。それぞれ15欄の備考に記載がありますとおり、高額療養費外来年間合算の申請手続等におきまして、情報提供ネットワークシステムを活用した情報連携を従前加入していた社会保険等と行い、被保険者の申請手続の簡素化等を図るために事務の変更を届け出るものであります。

26ページをお開きください。保険年金課で東京都後期高齢者医療広域連合被保険者の保険料収納事務の変更であります。15欄の囲み部分に変更点がありますが、令和4年度からペイジー口座振替受付サービスを導入することに伴い、変更を届け出るものであります。

次に差し替え5の資料、先ほどご説明しました、28ページとなります。こちら産業振興課で特定計量器定期検査の変更であります。先ほど差し替えの際にもご説明しましたとおり、平成19年4月1日付で当時の市民生活課から産業振興課に事務移管されており、変更の届出がされていなかったことが判明したことにより、今回変更の届出としてご報告申し上げるものであります。1欄の事務担当課、3欄の登録番号、15欄の囲み部分に変更箇所であります。報告が漏れておりましたことにつきまして、お詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

続きまして29ページをお開きください。子育て支援課で新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭等子ども応援事業の廃止であります。令和3年9月30日で事業の実施期間が終了したことから、事務の廃止を届け出るものであります。

30ページをお開きください。保育課で第二学校給食センター跡地の利活用並びに市立やまとあけぼの学園の廃園及び市立狭山保育園の段階的な廃園の検討事務の廃止であります。パブリックコメントに係る事務が、令和3年8月31日で終了したことから、事務の廃止を届け出るものであります。なお、パブリックコメントは、令和3年6月15日から7月14日までの間実施され、42人の方から73件の意見提出がありました。

31ページをご覧ください。健康課で新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への食料品等支援事業の開始であります。新型コロナウイルス感染症自宅療養者等に食料品、日用品等の配送支援を行うための事務を開始するものであります。

33ページをお開きください。都市計画課で東大和市貸家住宅に係る基盤整備証明事務の廃止であります。地方税法等の一部改正により、平成31年3月31日で事務が廃止されたことから届け出るものであります。

34ページをお開きください。都市計画課で東大和市上北台駅周辺土地区画整理事業に関する事務の廃止であります。新たな個人情報の取得をしておらず、また今後も見込まれないことから、令和3年9月21日付で事務の廃止を届け出るものであります。

35ページをご覧ください。都市計画課で東大和市耐震改修促進計画改定事務の開始であります。東大和市耐震改修促進計画の改定に当たり、パブリックコメントを実施することから事務の開始を届け出るものであります。

37ページをお開きください。下水道課で雨水浸透施設設置補助金交付事務の変更であります。15欄の囲み部分に変更点がありますが、事務事業の見直しによりまして、雨水貯留槽設置に対する補助金交付を、令和3年3月31日をもって実施しないこととしたことに伴い、変更を届け出るものであります。

39ページをお開きください。教育指導課で総合的学習の時間の講師謝金支払い事務の廃止であります。事務事業の見直しにより、令和3年3月31日で事務を廃止したことから届け出るものであります。

40ページをお開きください。教育指導課で第三次東大和市特別支援教育推進計画策定事務の開始であります。第三次東大和市特別支援教育推進計画を策定するに当たり、パブリックコメントを実施することから、事務の開始を届け出るものであります。以上で私からの報告を終了させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○会長

ありがとうございました。報告は終わりました。質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。私から、非常に個人情報に関するそういった届け出等については、多岐に渡っていて、職員の異動もあって、前にもお話しさせていただいたのですが、なかなか忘れていたり、気が付かなかつたりというところがあると思います。そのへんのところは、各課に周知していただいて、

なるべく早急に手続を取っていただくということをお願いしたいと思います。

○嶋田課長

大変申し訳ございませんでした。

○会長

それでは、質問がないようですので、報告事項については終了させていただきます。

○会長

以上で本日の議題は全て終了いたしました。なお、承認となりました諮問につきましては、審議会の意見として、「取り扱う個人情報情報は情報漏れがないように十分注意し、適切に管理すること」を付帯意見とさせていただきます。本日の会議録の承認及び市長への答申につきましては、会長に一任していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○会長

ありがとうございます。

8 閉会

○会長

ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。特にないようでしたら、これを持ちまして本日の「個人情報保護審議会」を閉会したいと思います。長時間にわたりまして、ご協力ありがとうございました。

事務局から何か連絡事項等があればお願いいたします。

○嶋田課長

本日は長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。次回の個人情報保護審議会でございますけれども、来年令和4年になります。2月9日水曜日、午前10時から、こちら同じ会議棟ですが、次は1階の第1第2会議室、今、ちょうど期日前投票をやっている場所でございますが、入り口を入れてすぐ右手です。こちらで行う予定とさせていただきたいと存じます。次回のご審議のほう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。それでは、終了させていただきます。どうもお疲れさまでした。

○委員一同

ありがとうございました。